甲府地方・家庭裁判所

令和８年
１月 13 日から民事訟廷・家裁訟廷が移転します

甲府地家裁からのお知らせ

甲府地家簡裁庁舎の民事訟廷・家裁訟廷（受付・手続案内等）の場所が次のとおり変わります。

	（現在）		（R8.1.13～）
民事訟廷	４階	→	**１階**

【民事訴訟・労働審判・非訟事件・保全命令等の申立窓口、過料に関するお問い合わせ窓口】

家裁訟廷	５階	→	**１階**

【家事調停・家事審判（後見等・財産管理を除く。）の申立て・手続案内の窓口、人事訴訟の申立窓口】

※ただし、次の受付・手続案内等の場所は変更ありません。

【１階】簡裁民事訴訟・少額訴訟、民事調停、支払督促

【３階】刑事

【４階】民事執行、破産・再生

【５階】後見等・財産管理、少年

ワンストップサービス

司法サービスの向上

移転するのは訟廷だけ